

公益財団法人防衛基盤整備協会 個人情報保護規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人防衛基盤整備協会（以下「当協会」という。）が事業を遂行するに際して取り扱う個人情報の保護を適正確実に行うために必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で用いる用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下個人情報保護法という。）によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報保護マネジメントシステム 当協会が、事業の用に供する個人情報について、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための方針、目的及び目的を達成するためのプロセスを確立するための諸要素（組織、役割、計画、運用、点検、見直し等をいう。）から構成されるシステム（以下「マネジメントシステム」という。）をいう。
- (2) 個人情報保護管理者 当協会のマネジメントシステムの実施及び運用に関する責任及び権限を有する者をいう。
- (3) 個人情報保護管理細則 当協会のマネジメントシステムを適正確実に確立し、実施し、維持するため、基準とすべき細部事項を体系的に定めるものをいう。
- (4) 事業部等の長 総務部長、各事業部の長、防衛基盤研究センター業務部長及び情報セキュリティ部長並びにシステム審査センター長をいう。

第2章 責 務

(理事長)

第3条 理事長は、当協会における個人情報保護の最高責任者として、マネジメントシステムを確立し、実施し、維持に努めなければならない。

(専務理事)

第4条 専務理事は、当協会における個人情報保護管理者として、理事長を補佐し、当協会全般にわたる個人情報保護マネジメントシステムの適正確実な運用に努めなければならない。

(事業部等の長)

第5条 事業部等の長は、個人情報保護管理細則を職員に周知徹底させ、各事業部等における個人情報の保護に努めなければならない。

(役職員)

第6条 役職員は、個人情報保護管理細則の規定に基づき、取り扱う個人情報の適切な保護に努めなければならない。

第3章 個人情報保護の実施

(個人情報保護管理細則)

第7条 理事長は、「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」(JIS Q 15001 日本規格協会編)及び個人情報保護法その他の個人情報保護に係る法令等を準用して、個人情報保護管理細則を定める。

(活動の実施)

第8条 当協会における個人情報保護に関する諸活動は、個人情報保護管理細則の規定に基づき実施する。

(組織体制)

第9条 当協会におけるマネジメントシステムに係る体制並びに各役職の役割、責任及び権限については、個人情報保護管理細則に定める。

(情報セキュリティ等との連携)

第10条 個人情報保護の実施にあたっては、公益財団法人防衛基盤整備協会情報セキュリティ規則(平成24年防基理第22号)(以下「情報セキュリティ規則」という。)及び公益財団法人防衛基盤整備協会特定個人情報取扱規則(平成27年防基理第1号)に基づく措置との連携に留意する。

(法令遵守)

第11条 役職員は、個人情報保護の実施に当たっては、個人情報保護管理細則に掲げる関係法令等を遵守しなければならない。

第4章 罰則

(罰 則)

第12条 この規則に違反した場合には、公益財団法人防衛基盤整備協会就業規則(平成24年防基理第8号)第11章の懲戒規定を適用又は準用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。